

議案第十九号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目二〇番二三号
杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場	杉並区高円寺南四丁目五〇番二号

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第一に規定する杉並区立高円

寺北自転車駐車場及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

自転車駐車場二箇所を設置する必要がある。

杉並区立高円寺北自転車駐車場

杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場

